

青森県報

第三千六百九十一号

平成二十五年
五月十五日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	一
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課)	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………	(同)	二
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………	(同)	二
道路の区域の変更……………	(道路課)	二
道路の供用の開始……………	(同)	三
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(県境再生対策室)	三
県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課)	四
右 同……………	(同)	四
右 同……………	(同)	四
右 同……………	(同)	四
都市計画公聴会の開催……………	(都市計画課)	五
選挙管理委員会		
政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体……………	(事務局)	六

告 示

青森県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	事業所		所在地	変更年月日
	名称	主たる事務所所在地		
変更前	医療法人青仁会	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	八戸市大字田面木字赤坂二四の一	平成 二五・三・一六
変更後	東洋シルバースト株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	八戸市大字田面木字赤坂二四の一	
変更前	エコー訪問看護ステーション	弘前市大字駅前二丁目八の三	弘前市大字駅前一の六	二五・四・一
変更後	訪問看護ステーション五福	八戸市大字尻内町字八百刈四六の七	八戸市大字尻内町字八百刈四六の七	

青森県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
山中内科医院	八戸市小中野五丁目一四の六	平成二五・三

青森県告示第四百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	居宅介護	アースサポート	むつ市小川町一丁目八の三六	平成二五・五一
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	重度訪問介護	アースサポート	むつ市小川町一丁目八の三六	"
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	同行援護	アースサポート	むつ市小川町一丁目八の三六	"

青森県告示第四百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分	名称	所在地	変更年月日
エコー訪問看護ステーション	エコー訪問看護ステーション			弘前市大字駅前二丁目八の三 弘前市大字駅前町の六	平成二五・四・一

青森県告示第四百十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人俊公会	八戸市大字市川一丁目二二五	児童発達支援	チャレンジドキッズオーストナ	三沢市大津二丁目二の三七九	平成二五・五一

青森県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年六月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	小友板柳停車場線	弘前市大字小友字神原三二九の一から	前 二八・〇〇メートルから 後 三〇・〇〇メートルまで	一〇〇・〇〇メートル		
2	県道	夏泊公園線	東津軽郡平内町大字茂浦字釜場二の三から 東津軽郡平内町大字茂浦字馬屋尻四の一まで	前 三・八・二〇メートルから 後 三・一・六〇メートルまで	一七二・〇〇メートル		
			東津軽郡平内町大字茂浦字馬屋尻三の一から 東津軽郡平内町大字茂浦字下田二〇の一まで	前 二四・六〇メートルから 後 一八・三〇メートルまで	三、九八〇・〇〇メートル		

青森県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年六月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道夏泊公園線	東津軽郡平内町大字茂浦字浦田沢二の一から 東津軽郡平内町大字茂浦字釜場二の二まで	平成二五・五・一五

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
県境不法投棄事案に係る水質モニタリング業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部県境再生対策室
青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月十七日

五 契約の相手方の名称及び住所

工又エス環境株式会社青森支店

青森市大字浜田字玉川三四七

六 契約金額

二千六百二十五万円

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、庄司川上堰幹線用水路地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月十六日から同年六月十二日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所及び平川市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、白沢地区の県営土地改良事業（農村災害対策整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月十六日から同年六月十二日まで

三 縦覧の場所

西目屋村役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、相馬ダム地区の県営土地改良事業（防災ダム事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月十六日から同年六月十二日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、天満下頭首工地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計

画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月十六日から同年六月十二日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、相坂平幹線水路地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月十六日から同年六月十二日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所及び六戸町役場

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により青森都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十五年六月五日 午前十一時から

二 開催の場所

青森県庁西棟八階中会議室 青森市長島一丁目の一

三 案件

青森都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、青森市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十五年五月二十九日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一
青森市都市整備部都市政策課 青森市柳川二丁目の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

青森都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中3・4・24号筒井大沢沢線を以下のとおり変更する。

種別	名称	位置	区 域	構 造	備 考
幹線道路	3・4・24号筒井大沢沢線	起 点 筒井大沢沢 終 点 筒井大沢沢	主たる普通地 延長 約53.170m	構造形式 2車線 幅員 20m	地味等の区画における歩道等との交差の構造 地下鉄線道と立体交差 1箇所 自動車専用道路と立体交差 1箇所 歩道と平面交差 4箇所

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課
青森市都市整備部都市政策課

2 閲覧期間

平成二十五年五月十六日から同月二十九日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

青森都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人
住所 氏名 年齢 職業

意見の要旨及びその理由

④ 歳

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十五年四月二日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年五月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
青森県政治経済研究会	工藤 忠義	工藤 道裕	青森市本町二丁目二の二
石川清人後援会	佐々木 清	木村 正俊	三戸郡階上町大字道仏字石渡窪三
相馬勝治後援会	相馬 勝治	相馬 寛城	南津軽郡藤崎町大字榊字宮本二四の二
富岡幸夫後援会	大園 昇	富岡 睦子	むつ市上川町一〇の一〇
村上たかあき後援会	村上 隆男	村上 清次	黒石市大字浅瀬石字村上二四の二
山田昭二後援会	山田 昭二	佐藤 一雄	上北郡東北町字下笹橋二二

（発行所・発行人）青森市長島一丁目一番一号 青森県
（印刷所・販売人）青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭